

第2期一宮町子ども・子育て支援事業計画 (令和2年度～6年度) 概要版

令和2年3月 一宮町

計画策定の趣旨

本町では、平成 24 年の子ども・子育て関連 3 法の成立を受けて、第 1 期計画である「一宮町子ども・子育て支援事業計画」（計画期間：平成 27 年度～平成 31 年度）を策定し、就学前の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の需要に応じた提供体制の確保に努めてきたほか、「長生郡市次世代育成支援対策地域行動計画」（平成 22 年 4 月策定）で掲げてきた、子ども・子育て支援に関する施策を総合的かつ計画的に実施してきました。

そしてこのたび、第 1 期計画の改定時期を迎え、策定後の子ども・子育て支援法の改正や「ニッポン一億総活躍プラン」、「子育て安心プラン」の内容や方向性を踏まえる必要があるとともに、さらなる少子化の進行や有配偶女性の就業率の上昇に伴う保育需要の拡大等、社会情勢やニーズの変化を施策に反映するため、第 2 期の「一宮町子ども・子育て支援事業計画」（令和 2 年度～令和 6 年度）を策定します。

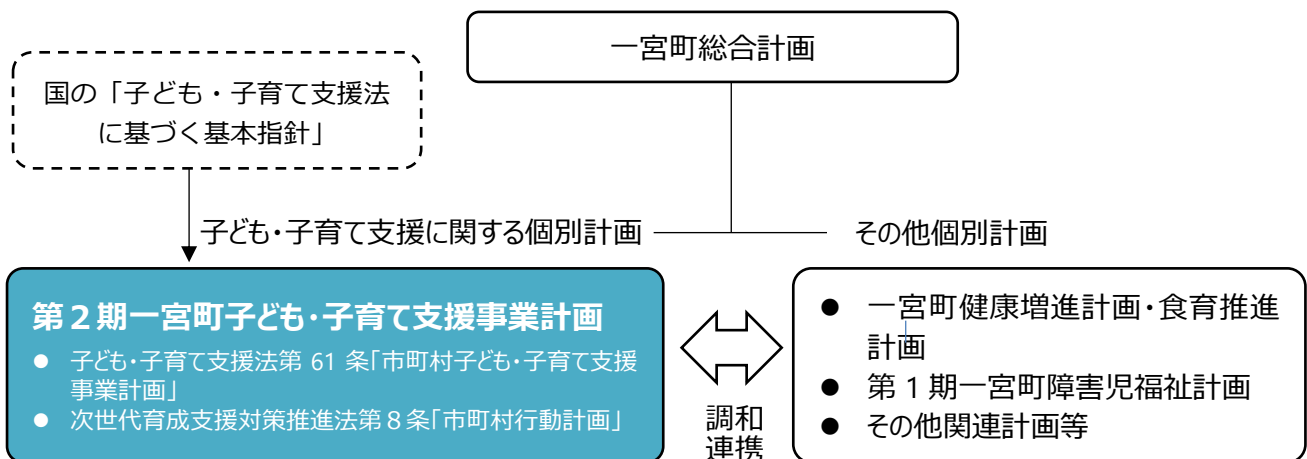
計画の性格・位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」第 61 条に規定される「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、国から示された基本指針に即して、「教育・保育提供区域」ごとの各年度の「教育・保育」の量の見込み、「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込み、それらの提供体制を定めます。

また、本町においては、市町村における子育て支援施策が「子ども・子育て関連 3 法」や「児童福祉法」のみならず、保健・医療、雇用、住環境等、まちづくりの中で総合的な視野で実施していくことが重要と考えるため、「長生郡市次世代育成支援対策地域行動計画」で掲げてきた各分野における施策の方向性についても、第 1 期計画から引き続き位置づけます。

さらに、本計画の策定にあたっては、町の総合計画や障害児福祉計画等の上位・関連計画との整合性を持つものとして定めています。

上位・関連計画等との関係



基本理念

緑と海と太陽と みんなで育てる未来の子

子どもは、社会の宝であり、未来を担う大切な存在です。

子どもを育てていくためには、子育ての当事者や事業者だけではなく、地域の住民が日々の暮らしの中で子どもの育ちを温かく見守っていくような体制づくりが重要です。地域全体で子どもや子育て家庭を支えることができるようなネットワークづくりに向け、意識の啓発に努めていきます。

自然豊かな一宮町において、住民一人一人が、子どもを育てるという意識を持ち、子育て家庭が安心して子どもを育てることのできるまちを目指し、本計画を推進します。

基本目標

目標 1 地域における子育ての支援

本町のすべての子育て家庭が、孤立することなく、安心して子育てをすることができるよう、子育て支援サービスの充実や質の高い教育・保育の確保とともに、子どもたちが安全に過ごすことができる居場所づくりに努めるほか、生まれ育った家庭環境に関わらず子どもが健やかに成長することができるような支援を図ります。

目標 2 親子の健康の確保及び増進

町民が安心して子どもを産み、育てるため、かつ、親子の健康の確保及び増進を支援するため、各種健診や教室等、母子保健事業の充実や食育の推進を図るとともに、妊娠から出産、子育てまで、包括的な支援体制の強化を図ります。

目標 3 子どものための教育環境の充実

子どもが心豊かに育つ教育環境づくりに向けて、保育所、学校、地域が連携して、家庭や地域の教育力の向上に努めるとともに、様々な体験学習等を取り入れながら、子どもの生きる力の育成に向けた環境整備を図ります。

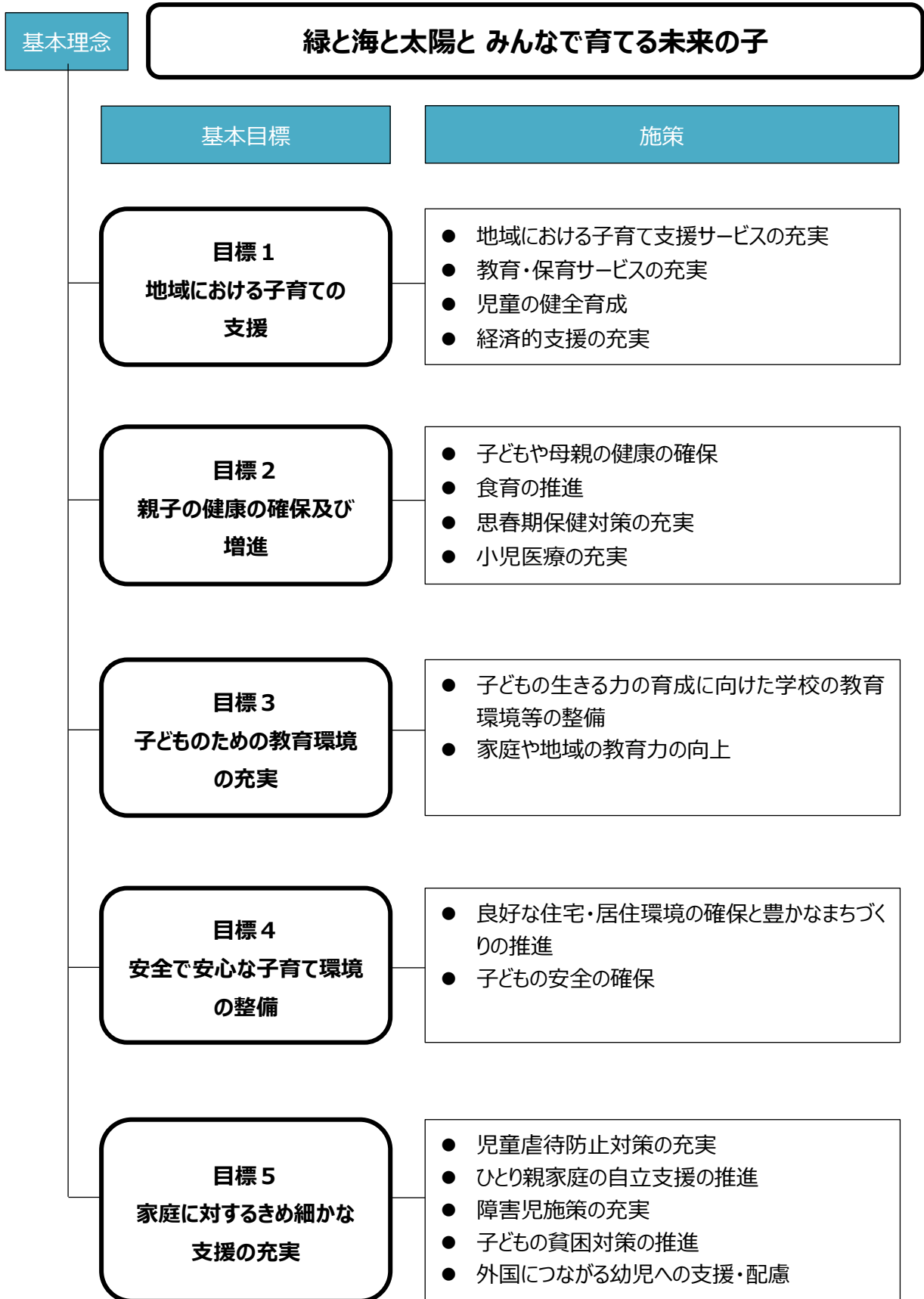
目標 4 安全で安心な子育て環境の整備

子育てしやすいまちづくりとして、親子で暮らしやすい住環境づくりや交通安全対策の推進とともに、子どもを犯罪等の被害から守り、安全に過ごせるような防犯対策のほか、災害時に子ども自身が安全な行動がとれるような防災教育の推進等を図ります。

目標 5 家庭に対するきめ細かな支援の充実

すべての子どもの人権が尊重され、その子らしく生き生きと成長できるよう、児童虐待への対策の強化とともに、障害児への子ども・子育て支援やひとり親家庭への支援、生活困窮への対策等、配慮や保護が必要な子どもや家庭に対するきめ細かな支援の充実に努めます。

計画の施策体系



分野別施策の展開（主な事業の方針等）

1 地域における子育ての支援

事業名	第2期の事業内容・方針
地域子育て支援拠点事業	地域の子育て中の親子の交流促進や育児相談等を行う拠点を町内2か所（愛光保育園、一宮どろんこ保育園）に設置しており、今後も本事業の利用を促進し、子育ての孤立感、負担感の軽減に努めます。
放課後児童健全育成事業	就労等により昼間家庭に保護者がいない児童を対象に、授業が終了した放課後の生活の場を確保するために、一宮小学校に3か所、東浪見小学校に2か所、計5か所の学童保育わんぱくクラブを設置しています。 今後も、保育環境整備に努めます。
教育・保育事業	認可保育所2か所（いちのみや保育所、愛光保育園）、認定こども園2か所（東浪見こども園、一宮どろんこ保育園）の町内4か所の施設で就学前の教育・保育事業を実施しており、今後も需要に応じた事業実施を図ります。
児童生徒のための休日の居場所づくり	子ども会育成会、スポーツ推進委員、青少年相談員等と協力して、中央公民館等で小学生を対象に、スポーツ体験や自然体験等を実施しています。 このほか、平成27年度より地域人材等の活用による「サタデースクール」を通じて、自主的な休日の有効利用の促進を図ります。
子ども医療費助成	高校3年生までの子どもの入通院、調剤にかかる医療費の助成を行います。

2 親子の健康の確保及び増進

事業名	第2期の事業内容・方針
マタニティ教室の開催	マタニティ教室を年3コース、1コース3日で行っています。妊婦の仲間づくりに努め、家族も参加できることを案内しています。 沐浴実習や、先輩ママから赤ちゃんのいる生活について体験談を聞くなど、産後の生活がイメージしやすいように工夫をしています。 また、歯科相談を行い、妊娠中の歯や生まれる前から子どもの歯の健康を考えるきっかけとなるよう働きかけています。 今後も内容の充実に努めます。
新生児・妊産婦訪問指導	新生児（生後28日以内の赤ちゃんと保護者）を対象に、保健師の訪問による体重測定、予防接種・健診の案内、育児相談等を実施しています。 今後も全数訪問を目指すほか、内容の充実に努めます。
乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月を迎えるまでの、すべての乳児のいる家庭に対し、保健師が全戸訪問し、体重測定、予防接種、母子保健事業の案内、育児相談等を行います。 一人一人に寄り添った支援となるよう、今後も内容の充実に努めます。

3 子どものための教育環境の充実

事業名	第2期の事業内容・方針
国際理解教育の推進	<p>小中学校にALT（外国語指導助手）を配置し、英語教育の充実を図っています。</p> <p>また、中学生の海外派遣を実施しており、その国の歴史や文化を学び自然や伝統を体験することで国際的な視野を育むとともに、交流研修の経験を地域に還元することにより人材の育成を図っています。</p> <p>今後も国際理解教育の充実に努めます。</p>
情報教育の充実	<p>企業からシステムエンジニアを講師に招聘し、一宮商業高校の生徒による学習支援を受けながら、ロボットを活用したプログラミング学習を行っています。</p> <p>今後もタブレットパソコンや電子黒板を有効に活用し、子どもたちのICT教育※に取り組んで参ります。</p>
生徒指導、いじめ・不登校対応、問題行動及び非行の防止	<p>児童生徒育成委員会を核として、家庭・地域・関係機関との連携を図りながら地域ぐるみで、生徒指導、いじめ・不登校対応、問題行動及び非行の防止の取組に努めます。</p> <p>また、平成26年9月に制定した「一宮町いじめ防止対策推進条例」で、基本理念・役割・基本事項等を明確化し、いじめ防止に取り組めます。</p>

※ICT教育

ICTは、Information and Communication Technology（情報通信技術）の頭文字をとった言葉で、コンピュータ関連機器や情報通信ネットワークなどの情報手段を活用した教育のこと

4 安全で安心な子育て環境の整備

事業名	第2期の事業内容・方針
優先入居制度の活用	<p>一宮町営住宅基本計画に基づき居住環境の整備に努めます。</p> <p>公営住宅の空き家募集において、ひとり親世帯、身体障害者世帯、及び老人世帯等の条件により優先して選考することに努めます。</p>
「子ども110番」等防犯ボランティア活動の支援	<p>事業所及び家庭に緊急避難場所としての「子ども110番」のステッカーの貼付を依頼し、子どもが緊急避難した際の協力をお願いしています。</p> <p>今後も「子ども110番」等防犯ボランティア活動の支援依頼に努めます。</p>
地域支援ネットワーク活動の推進	<p>町では、高齢者・障害者・児童を対象とした見守り活動「地域支援ネットワーク事業」を実施しています。</p> <p>警察・消防・学校はじめ、町内で活動する事業所等が日常活動の中で、ちょっと気になる状況を発見したときに町に連絡するシステムで、今後もプライバシーに配慮しながら、町全体で見守りができる体制を拡充します。</p>

5 家庭に対するきめ細かな支援の充実

事業名	第2期の事業内容・方針
虐待の発生予防	<p>「新生児訪問」で出産後間もない時期の家庭の生活状況を把握するとともに、毎月1回の「親子ふれあい教室」、「育児相談」で相談を受け付け、その他にも乳児健診等の機会を通じて、保健師、保育士が対応しています。</p> <p>また、保育所においても利用できる育児相談の機会や、保護者のリフレッシュに利用できる一時保育の周知に努めており、今後も虐待の発生予防のため、相談体制の充実を図ります。</p> <p>また、子育て世代包括支援センターの設置について、関係機関と協議を進めます。</p>
一宮町子ども家庭総合支援拠点の設置	<p>一宮町子ども家庭総合支援拠点の設置について、関係機関と協議を進めます。</p>
ひとり親家庭等の自立、就業支援	<p>各種制度の周知を実施しており、今後もひとり親家庭等の自立、就業支援の充実に努めます。</p>
ひとり親家庭等医療費の助成	<p>子どもを育てながら自立した生活を送ることができるよう、今後もひとり親家庭等の医療費助成を継続します。</p>
障害児通所支援事業の推進	<p>在宅の障害児が指定事業所又は基準該当事業所において居宅介護、デイサービス、短期入所のサービスを受けたときに、その費用の一部を負担する障害児通所支援事業の推進に努めます。</p> <p>また、日常生活及び社会生活に必要な援助、指導を実施しています。</p> <p>今後も支援及び推進に努めます。</p>
特別支援教育の推進	<p>特別支援教育に対する正しい理解と認識を深め、特別支援教育の推進を図るため、一宮町特別支援連携協議会を設置し、連携を図り、特別支援教育の充実に努めます。</p>
重症心身障害児や医療的ケア児への総合的かつ包括的な支援	<p>重症心身障害児や医療的ケア児が身近な地域で支援が受けられるよう各関係機関で連携し、支援の充実を図ります。</p> <p>また、療育支援コーディネーターの配置に努め、総合的かつ包括的な支援のための地域づくりを推進します。</p>
一宮町ステップアップスクール	<p>令和元年度～千葉県子どもの学習支援事業を活用し、学習意欲や基礎学力の向上、志望校への進学実現、学校・家庭以外での居場所となることを目指し、夏休み、冬休み期間に中学生を対象に自習形式の集中講座を行っています。</p> <p>今後も事業の推進に努めます。</p>
教育・保育施設の事務手続き等を支援するための環境整備	<p>通訳のできる職員の協力により、必要とされる手続きのスムーズな対応に努めます。</p>

幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

1 教育・保育提供区域

教育・保育提供区域とは、地域の実情に応じて、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して設定するものです。

本町は、町内の小中学校や保育所等の資源の配置バランスを考慮しつつ、需要に対して町内全域で柔軟に供給体制を確保するため、第1期計画において教育・保育提供区域を全町一地区と設定しており、第2期計画である本計画においてもこの区域設定を継承します。

2 教育・保育の量の見込み（需要量）と提供体制の確保

幼児期の教育・保育事業

支給認定区分			対象事業
1号	子どもが満3歳以上	専業主婦（夫）家庭、就労時間が短い家庭	● 特定教育・保育施設（幼稚園、認定こども園）
2号	子どもが満3歳以上	共働きであるが、幼稚園等の利用を希望する家庭	● 確認を受けない幼稚園（私学助成の幼稚園）
	子どもが満3歳以上	共働きの家庭	● 特定教育・保育施設（幼稚園、認定こども園） ● 認可外保育施設（企業主導型保育施設の地域枠※1等）
3号	子どもが満3歳未満	共働きの家庭	● 特定教育・保育施設（幼稚園、認定こども園） ● 地域型保育事業 ● 一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）※2 ● 認可外保育施設（企業主導型保育施設の地域枠等）

※1 企業主導型保育施設は、企業が従業員のために設置する保育施設や、地域の企業が共同で設置・利用する保育施設のことで、従業員以外の子どもを受け入れる枠（地域枠）を設けることができます。

※2 一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）は、幼稚園において保育を必要とする2歳児を定期的に受け入れる事業です。

1号認定～3号認定 量の見込み(需要量)と確保方策(単位:人)

区分		令和 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
認定こども園 短時間児	①見込量	17	19	18	18	16
	1号認定子ども	15	16	15	15	14
	2号認定子ども(幼稚園 の利用希望が強い)	2	3	3	3	2
	②提供量	35	35	35	35	35
	特定教育・保育施設	35	35	35	35	35
	確認を受けない幼稚園	—	—	—	—	—
	差(②-①)	18	16	17	17	19
保育所・ 認定こども園 長時間児	①見込量	373	376	368	359	341
	2号認定子ども(保育所 等利用希望者)	218	231	228	223	210
	3号認定子ども (0歳)	40	39	38	36	35
	3号認定子ども (1～2歳)	115	106	102	100	96
	②提供量	380	380	380	380	380
	2号認定子ども(保育所 等利用希望者)	247	247	247	247	247
	3号認定子ども (0歳)	25	25	25	25	25
	3号認定子ども (1～2歳)	108	108	108	108	108
	差(②-①)	7	4	12	21	39

3 地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保

地域子ども・子育て支援事業一覧

事業		事業概要	対象年齢等
1	利用者支援事業	<p>教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。</p> <p>○基本型・・・子どもや保護者の身近な場所で、教育・保育施設や子育て支援事業の利用支援、関係機関との連絡調整等を行います。</p> <p>○特定型・・・子育て家庭等から保育サービスに関する相談に応じ、地域における保育所や各種の保育サービスに関する情報提供や利用に向けての支援等を行います。</p> <p>○母子保健型・・・保健センター等において保健師等が情報提供や支援プランの策定等を行います。</p>	<p>0～5歳</p> <p>1～6年生</p>
2	地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所（子育て支援センター等）を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。	0～2歳
3	妊婦健康診査	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。	妊婦
4	乳児家庭全戸訪問事業	新生児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。	0歳
5	一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、保育所、認定こども園、その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。	幼稚園型 3～5歳（幼稚園在園児）
		幼稚園型以外	0～5歳
6	延長保育事業	保護者の就労形態の多様化、勤務時間や就労時間の長時間化に伴う保育ニーズに対応するため、保育所等に在園する児童を、通常の保育時間を延長して保育する事業です。	0～5歳
7	病児・病後児保育事業	子どもが病気又は病気の回復期にあつて、集団での教育・保育や家庭での保育が困難な場合に、適切な保育環境が確保される施設で一時的に預かる事業です。	<p>0～5歳</p> <p>1～6年生</p>
8	放課後児童健全育成事業（学童保育わんぱくクラブ）	保護者が労働等により昼間家庭にいない、小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余剰教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。	<p>1～3年生</p> <p>4～6年生</p>

地域子ども・子育て支援の確保方策

事業		令和6年度の確保量	確保方策
1	利用者支援事業	母子保健型 1か所	令和3年度から母子保健型の利用者支援事業を実施します。
2	地域子育て支援拠点事業	3か所 1,088人日/年	令和元年度現在、愛光保育園、東浪見こども園、一宮どろんこ保育園の3園にそれぞれ子育て支援センターを設置しており、今後も引き続き現在の3か所で量の見込みの受け入れを図ります。
3	妊婦健康診査	896人/年	今後も引き続き、一人当たり14回の健診費用の助成を継続します。
4	乳児家庭全戸訪問事業	64人/年	今後も引き続き、訪問率100%を目指して保健師による訪問を実施します。
5	一時預かり事業	3,120人日/年	令和元年度現在、町内の保育所、認定こども園の全4園で事業を実施しており、今後も引き続き現在の4園で量の見込みの受け入れを図ります。
6	延長保育事業	82人/月	
7	病児・病後児保育事業	309人日/年	令和元年度現在、白子町の酒井医院、いすみ市の外房こどもクリニックと委託契約し事業を実施しており、今後も引き続き町外施設2か所との委託契約を継続し、量の見込みの受け入れを図ります。
8	放課後児童健全育成事業（学童保育わんぱくクラブ）	209人/週	令和元年度現在、一宮小学校区に3か所（うち1か所は原則3年生以上を対象）、東浪見小学校に2か所、計5か所で事業を実施しており、今後も引き続き既存の5か所で量の見込みの受け入れを図ります。

4 教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する体制の確保

本町では、令和元年度現在、東浪見こども園と一宮どろんこ保育園の2か所の認定こども園が整備されており、今後も引き続き幼児期における子ども一人一人の育ちを支援する質の高い教育・保育を一体的に提供します。

また、幼児期の教育と小学校教育との円滑な接続を図り、いわゆる小一プロブレムを解消するため、保育所年長児童の小学校への体験入学等、保育所及び認定こども園と小学校の連携強化に努めます。

5 幼児教育・保育等の質の確保及び向上

本町は、幼児教育・保育等における専門性の向上を図るため、幼児教育の専門的な知見や豊富な実践経験を有する専門職（幼児教育アドバイザー）を育成・確保し、配置するための体制整備を検討します。

6 外国につながる幼児への支援・配慮

本町は、国際交流や多文化共生への意識を深める取組を推進しており、今後も国際化の進展を踏まえつつ、本町で安心して出産や子育てができるよう、保護者及び教育・保育施設等に対する支援を検討します。

計画の推進

1 計画の推進にあたっての役割分担と連携

安心して子どもを育てることのできるまちづくりのためには、行政が提供する子育て支援サービスの充実のみならず、家族、職場、地域社会等、子どもと子育て家庭を取り巻くすべての人々が「子どもを育てる」という意識を持ち、子どもや子育て中の親を温かく見守ることができる環境が重要となります。

そのため、計画の推進にあたっては、子どもと子育て家庭、行政、事業者、企業をはじめ、地域社会全体で子ども・子育てに関わるという意識づくりに向けて、様々な機会を通じて住民へ本計画の周知を行っていきます。

また、本計画における多くの事業は、福祉、保健・医療、教育、雇用、生活環境等の幅広い分野にわたっているため、推進にあたっては、関係各課、関係機関、団体、企業等と連携しながら、地域社会全体の取組として、総合的かつ効果的な推進を図ります。

2 計画の進行管理

(1) 推進状況の点検・公表の方法

本計画は、子育て支援課を主管課に関係各課の協力により、毎年度、進捗状況を把握するとともに、保護者や事業主、子ども・子育て支援に関する事業者、学識経験者等で構成する「一宮町子ども・子育て会議」において評価・点検を行い、事業の実施や計画の見直しに反映します。

(2) 計画の推進状況の公表

本計画の推進状況は、毎年度、住民に対して、町のホームページ等を活用して発表し、周知を図ります。

第2期一宮町子ども・子育て支援事業計画 概要版

発行日 令和2年3月

発行 一宮町子育て支援課

〒299-4396 千葉県一宮町一宮 2457

T E L : 0475-42-1415 F A X : 0475-42-1426